

特別区の決着 勤続年数別最低保障ポイントと退職年度ごとの調整額(地域手当の推移は予測値) (表1)

退職年度 地域手当	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度以降	特別区		
	14% (想定)	15% (想定)	16% (想定)	18%	18%	18%	地域手当		
勤続年数	17年以下(最低保障ポイント)	¥0	¥0	¥0	¥0	¥0	取得(貢献度) ポイントによる	支給率	単価
	18・19年(最低保障ポイント)	500	400	300	200	100		13%	¥180
	最低保障ポイントによる調整額	¥180,000	¥208,000	¥204,000	¥200,000	¥100,000			
	20・21年(最低保障ポイント)	600	480	360	240	120		14%	¥360
	最低保障ポイントによる調整額	¥216,000	¥249,600	¥244,800	¥240,000	¥120,000			
	22・23年(最低保障ポイント)	700	560	420	280	140		15%	¥520
	最低保障ポイントによる調整額	¥252,000	¥291,200	¥285,600	¥280,000	¥140,000			
	24・25年(最低保障ポイント)	800	640	480	320	160		16%	¥680
	最低保障ポイントによる調整額	¥288,000	¥332,800	¥326,400	¥320,000	¥160,000			
	26・27年(最低保障ポイント)	900	720	540	360	180		17%	¥860
	最低保障ポイントによる調整額	¥324,000	¥374,400	¥367,200	¥360,000	¥180,000			
	28年以上(最低保障ポイント)	1,000	800	600	400	200		18%	¥1,000
最低保障ポイントによる調整額	¥360,000	¥416,000	¥408,000	¥400,000	¥200,000				

※ 勤続年数と退職年度に照らし、最低保障ポイントに、平成22年度までの間、段階的に変わる地域手当支給率と連動する年度ごとの単価を乗じて得られた退職年度、勤続年数別の調整額です。経過措置は平成23年度までとなり、平成24年度以降は本則が適用となります。

※ 都の最低保障ポイントによる調整額と、区の最低保障ポイントによる調整額の対比表です。都は最高で240ポイントですが、区の最高ポイントは1,000ポイントです。

経過措置(最低保障ポイント)の違いによる都・区調整額の比較(経過措置は都・区とも23年度まで)地域手当予測変動1%の例 (表2)

地域手当	14%	15%	16%	17%	18%	18%	地域手当			
							支給率	ポイント単価		
勤続年数 特別区	18・19年	¥180,000	¥208,000	¥204,000	¥258,000	¥200,000	¥100,000	13%	¥180	¥165
	20・21年	¥216,000	¥249,600	¥244,800	¥309,600	¥240,000	¥120,000			
	22・23年	¥252,000	¥291,200	¥285,600	¥361,200	¥280,000	¥140,000			
	24・25年	¥288,000	¥332,800	¥326,400	¥412,800	¥320,000	¥160,000			
	26・27年	¥324,000	¥374,400	¥367,200	¥464,400	¥360,000	¥180,000			
	28年以上	¥360,000	¥416,000	¥408,000	¥516,000	¥400,000	¥200,000			
適用年度(適用年度は想定です)	19年度	20年度	21年度	21年度	22年度	23年度	18%	¥1,000	¥1,000	
東京都(1月2ポイント×12月×10年限度)最高240ポイント	¥79,200	¥118,800	¥158,400	¥198,000	¥240,000	¥240,000				

※ 地域手当の支給率に連動して変わる年度ごとのポイント単価は、右表の通り区の方が若干高く設定されています。